

第2号様式(第5条関係)

犬(猫)の譲渡申出書

令和 年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

住 所
申出者 ふりがな
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

大分県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年大分県条例第32号)第11条第2項(第3項)の規定により、下記のとおり申請します。

記

種 類	犬・猫	性別	おす・めす	年齢		体格	
世 帯 主		氏 名					
		住 所					
		電 話 番 号					
主 に 世 話 を す る 人		氏 名					
		年 齢					
飼 養 場 所		所 在 地					
		周 辺 の 環 境					

添付書類

- 敷地、住まい、小屋等の平面図
- 誓約書

備考 申出者氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。

犬の譲渡に関する誓約書

様式 1

令和 年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

申出者 氏 名
住 所
電話番号

この度、犬を譲り受けるにあたり、次のことを誓約します。
(各項目を読んだ後にレ線チェックを入れてください。該当がない項目は空欄)

【一般事項】

- 1 譲渡後、犬に何らかの異常が認められた場合においても、動物愛護センター、保健所等に対して、一切責任は問いません。
- 2 愛情をもって、終生飼育します。
- 3 所有者が譲渡後に現れ、返還を求めた場合は、所有者に返還し、県に対して不服は一切申し上げません。
- 4 営利目的ではありません。
- 5 譲渡申出書及び誓約書に記載された個人情報その他の情報が、県を通じて市町村等に提供されることを了解します。また、県又は市町村等が行う譲渡後の関係法の遵守状況及び飼養・保管状況調査には、誠意をもって対応します。

【適正飼育事項】

- 1 「狂犬病予防法」に基づく、犬の登録、狂犬病予防注射を必ず受け、鑑札・注射済票を犬に着けます。
- 2 「大分県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、犬は常時係留し、鳴き声や糞尿等により他人に迷惑がかからないように飼育します。
- 3 「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」で定められた動物の所有者又は占有者の責務を遵守し、動物の健康保持、生活環境の保全、動物の逸走防止及び動物による危害防止に努めます。
- 4 犬が引き起こすトラブル等については、全て責任を持ち対処します。
- 5 特別な理由がない限り、不妊・去勢手術を実施します。
- 6 犬の習性及び生理に応じた運動、休息、給餌給水や適切な温湿度、清潔な飼育環境など支障がないように飼育します。
- 7 健康管理に努め、疾病及びケガを予防し、疾病やケガをした場合は、動物病院において速やかに適切な治療を受けます。
- 8 家族の都合などで犬が飼えなくなった場合は、自身で新たな飼い主を探し、捨て犬等は絶対にしません。
- 9 犬の飼い方等について保健所及び市町村から指導があった場合、その指導内容に従います。

猫の譲渡に関する誓約書

様式 2

令和 年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

申出者 氏名
住所
電話番号

この度、猫を譲り受けるにあたり、次のことを誓約します。
(各項目を読んだ後にレ線でチェックを入れてください。該当がない項目は空欄)

【一般事項】

- 1 譲渡後、猫に何らかの異常が認められた場合においても、動物愛護センター、保健所等に対して、一切責任は問いません。
- 2 愛情をもって、終生飼育します。
- 3 所有者が譲渡後に現れ、返還を求めた場合は、所有者に返還し、県に対して不服は一切申し上げません。
- 4 営利目的ではありません。
- 5 譲渡申出書及び誓約書に記載された個人情報その他の情報が、県を通じて市町村等に提供されることを了解します。また、県又は市町村等が行う譲渡後の関係法の遵守状況及び飼養・保管状況調査には、誠意をもって対応します。

【適正飼育事項】

- 1 「大分県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、鳴き声や糞尿等により他人に迷惑がかからないように飼育します。
- 2 猫が引き起こすトラブル等については、全て責任を持ち対処します。
- 3 「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」で定められた動物の所有者又は占有者の責務を遵守し、動物の健康保持、生活環境の保全、動物の逸走防止及び動物による危害防止に努めます。
- 4 特別な理由がない限り、不妊・去勢手術を実施します。
- 5 猫は室内飼養及び所有明示を行い、習性及び生理に応じた運動、休息、給餌、給水や適切な温湿度、清潔な飼育環境など支障がないように飼育します。
- 6 健康管理に努め、疾病及びケガを予防し、疾病やケガをした場合は、動物病院において速やかに適切な治療を受けます。
- 7 家族の都合などで猫が飼えなくなった場合は、自身で新たな飼い主を探し、捨て猫は絶対にしません。
- 8 猫の飼い方等について保健所及び市町村から指導があった場合、その指導内容に従います。

※申請者が60才以上の場合

申請者が60才以上の場合については、譲渡動物を継続して飼養できなくなった場合の代わりに、当該動物を引き続き飼養する者があらかじめ決まっていることが、譲渡の条件となっています。申請者に代わり引き続き飼ってくださる方は、次に掲げる事項について記入してください。

代 わ り の 飼 い 主	氏 名	(年 月 日生 / 才) 申請者との関係 :
	住 所	〒
	電 話 番 号	(自宅) (携帯)
	動物の飼養経験	<input type="checkbox"/> あり 犬・猫・その他() 経験年数 年 <input type="checkbox"/> なし
	動物の飼養経過	<input type="checkbox"/> 現在も飼養 <input type="checkbox"/> 現在は飼養していない 以前飼養していた動物は、(死亡 才・逸走・譲渡) した。 理由 :
	家族・同意者の同意	<input type="checkbox"/> あり / <input type="checkbox"/> なし (飼育者以外の同居人数 人)
	センターからの譲渡歴	<input type="checkbox"/> あり (年 月 動物種 :) / <input type="checkbox"/> なし
	譲渡会講習受講歴	<input type="checkbox"/> あり (年 月 日受講) / <input type="checkbox"/> なし
	保健所、愛護センターからの指導歴	<input type="checkbox"/> 動物の適正飼養等について、指導、勧告又は措置命令等を受けたことがある。 (回数: 回 / 内容:) <input type="checkbox"/> 指導されたことはない。
	飼 養 場 所 等	所 在 地
	概 要	<input type="checkbox"/> 一戸建て(持ち家・借家) / <input type="checkbox"/> 集合住宅 / その他() ※借家、集合住宅等の場合は飼養に係る管理者の承認書等が必要です。
	周 囲 の 環 境	<input type="checkbox"/> 山林 / <input type="checkbox"/> 農地 / <input type="checkbox"/> 住宅地 / <input type="checkbox"/> 商業地 / <input type="checkbox"/> 工業地 / <input type="checkbox"/> その他
	飼 養 環 境	<input type="checkbox"/> 屋内 / <input type="checkbox"/> 屋外 / <input type="checkbox"/> その他()
	現在飼養している犬 及び猫について	<input type="checkbox"/> 飼養なし / <input type="checkbox"/> 飼養あり (犬 頭 / 猫 頭) 犬の登録と狂犬病予防注射実施の有無 (<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無) 猫の屋内飼育実施の有無 (<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無) 不妊・去勢手術実施の有無 (<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無 理由:)

敷地、住まい、小屋等の平面図

(飼育予定場所と周囲の環境が分かるようにご記入ください)

以下事務処理欄

講習会の 記 録	受講年月日		講師氏名		印
	年	月	日		
譲渡の 記 録	譲渡年月日		譲渡の場所		
	種	類	住	別	
	年	齢	毛	色	